

議長（山本 陽一郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

今回の一般質問の最後を飾っていただきます。

4番、水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 3月定例会の最後の質問者として、質問をさせていただきます。

今回は2つの質問をさせていただきます。1つは資源ごみの収集について、2つ目は契約業者の選定についてであります。

1つ目の資源ごみの収集についてであります。このことは私、地域の方から「水谷君、ちょっと変じゃないか」というお声をいただきまして、「何ですか」ということが始まりでございまして、いろいろと勉強もさせていただきまして、きょうの質問に入ったわけでございます。このことについては、質問の中でさせていただきます。

そして、資源ごみの勉強をさせていただく中で、取材等を通じまして、いろんな方にお話もいただきまして、勉強もさせていただきました。いろんな方が日常生活の中で、ごみ削減について活動をされ、努力されたと。そして関係者の皆様は、このことについて大変ご尽力いただいているということで、この場をかりて、まず敬意を表したいと思います。

それでは、資源ごみの収集についての質問に移らせていただきます。

この資源ごみですね、早くからやっただいただいていると思いますが、収集の背景、方法及び実績について、課題と今後の方針について、まずお聞きしたいと思います。

町長、よろしくお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 水谷議員の「資源ごみの収集について」のご質問にお答えをいたします。

まず、資源ごみ収集の背景でございますが、この「東員町資源ごみ収集団体育成助成」の制度は、地域住民の日常生活に伴って生じる一般廃棄物のうち、資源ごみとして再生利用することができる新聞、雑誌、段ボールなどの紙類と衣服やタオル

などの布類を対象に、資源ごみの収集活動を実施する、営利を目的としない団体に対して助成金を交付することにより、本町のごみの減量化と再資源化を図ることを目的に、平成6年の5月から実施させていただき、16年が経過しようとしています。

県下でも早く実施し、現在の本町のごみ減量化の礎を築いていただいた貴重な団体であるとの認識をいたしております。

また、登録団体も、当初は子ども会や福祉関係のボランティアの団体から始まりまして、その後、老人クラブにもご参加をいただき、平成18年度以降は、笹尾・城山地区の自治会も順次登録され、現在のところ26の団体が登録をされております。

内訳を申し上げますと、自治会が9団体、子ども会が8団体、老人クラブが3団体、ボランティアが4団体、NPOと小学校が各1団体となっております。

次に、方法及び実績についてでございますが、年に数回実施される団体から、年間48回実施される団体までと、回数もさまざまございまして、その回収方法も個別収集から地域にある集積所まで、お持ちをいただく拠点方式、あるいはスーパーの駐車場の一角を借りての取り組みなど、さまざまな方法で行っていただいております。

また、買取先の手配から買取価格も含め、各団体が責任を持って確保していただき、実施された後、助成金の申請をいただくこととなっております。

助成金は、当初1キロ当たり1円でスタートし、その後、県内の自治体の状況も勘案しながら、2円、4円と、わずかではございますが値上げを行い、現在1キロ当たり6円の助成を行っております。

収集量につきましては、平成16年度が385トン、平成17年度が395トン、平成18年度が684トン、平成19年度が689トン、平成20年度が727トン、そして、今年度は750トン余りを見込んでおります。6年前と比較いたしましても、約2倍近くに増加をしております。

今後の課題と方針につきましては、在来地区は現在、資源ごみ集積所にお持ちをいただき、月1回、町の方で資源ゴミの回収を行っておりますが、新年度から、新たに登録の申請をいただいている在来地区の自治会や老人クラブが4団体ほどございまして、大変ありがたいことではございますが、実施する日程や回数に、ばらつき

がありますことから、今回の登録に当たり、内容などについてもう少し協議をさせていただく必要があると思っております。

将来的には、町内のすべての地域をカバーしていただけるよう、収集団体によるネットワーク化を図り、町が資源ごみの収集業務を行わなくてもいいよう、ごみゼロ社会の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

収集団体が26組織あるということをお聞きしました。これは資料でも私はいただいております。

26団体、老人会なり子ども会というような、種々の団体があるということは把握しておりますが、この団体を見ていると、こういう言い方はおかしいのですが、新興団地に集中しているのではないかとあります。一部、在来で稲部地区の自治会とか、あるいは子ども会等、4組織あるようでございますが、平成6年から始めて、いまだ何か偏った収集をされておるといふことがありますので、収集の初めから、何か行き違いというのですか、ボタンのかけ違いがあったのではないかと感じておりますので、これはどうしてかということをお聞きしたいと思います。

それから収集の助成金、6円でございますが、1円から、ずっと年を追うごとに上がってきたということでございますが、6円の根拠ですね、これについてもあわせてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

平成6年から始まっております。そして、団地の方に団体が偏っておるといふのも現実でございます。

その状況は、私もカチツとした把握はしてないんですけど、もともと発足したのが、行政が全部収集するのではなしに、各地域にも助けていただくということと、

地域の団体とか、自治会はその時分少なかったと思うんですが、当初はボランティアとか、そういう方が自分たちのクラブ等の活動資金を、少しでも自分たちで体を使って稼ごうという考え方と、ごみを減らす、そして行政の収集のお金とか、いろんなことを減らしていく、そんなことから当初は始まったと私は認識しております。

当初は1円から始まったんですけど、1円というのは、何年くらいあったのかわからないのですが、私は2円くらいこそ覚えがないんですけど、当初、私の感覚では2円くらいと覚えております。そんなことから自治会に向けて、自分たちもちょっとでも活動資金を稼ぐというような方向へ行っただけではないかと。

私は自治会長の話し合いの場でも、在来がそういう活動に参加していただいておりますので、在来の方でも、この活動をしてもらいたいという願いをしたことは覚えております。そんなことで、なかなか在来も進んでないんですけど、近々在来の方も、来年度あたりから取り組むというようなことで出てきております。

そんなことで、それこそ経済効果ということは、当然、町が集めた物は町が桑名広域なりに持ち込んで、キ口幾らの処理料を納めておりますので、その辺との兼ね合いも考慮させていただきながら、これからはもう少し検討もしていきたい。

ただ、過去にはたしか値下げの時もあったかなと思うんですけど、なかなか値下げというのは非常にまた抵抗が出てくるんですけど、その辺も、よその状況も資料として持っていておるかと思うんですけど、6円が高いのか安いのか、少し高い部類に入っているかもわかりませんが、2円とか3円とか4円とかというのは、けれども三重県でも大半の自治体がやってみえるということでございますので、どうぞご理解をいただきたく思います。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君）          水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君）          6円、なかなか明瞭な答えを聞けなかったのですが、以前の町長のこういった関連質問の中で、笹尾・城山地区については、ごみの収集はすべて個別でやっているという中で、せめて資源ごみについては1カ所なり、集積所へ集めるとごみも減るということで、協力的なお金だということを、私お聞きしたことがあったんです。

いろいろなことを聞いておりますと、ごみに出した場合は、焼却処分をすると、広域との兼ね合いがあるという話になりましたけども、ごみで焼却すると1キロ20円ぐらいかかるということであろうかと私は認識しておりますが、当時の自治会長あたりもそういうこともありまして、20円かかるんだから、焼かないと、資源ごみにすれば3分の1程度ぐらい出してもいいじゃないかと。3分の1出すから、皆さんお願いできないかというようなことで、依頼があったということをお聞きしたんですが、どうでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

当初の発足の時点で、どういうことを議論されて、どうなっていったかというのは、私はきちっとした把握はしておりません。資源ごみを、行政ではなしに、民間の力をかりて行政の財政を助けていくということからの発足で出発していったという認識であります。

先ほど、桑名広域へ持ち込んだ場合は、一般の生ごみ等も一緒でございますので、キロ20円ぐらいということなんですが、その辺も、はっきりした額を私はつかんでおりませんので、担当の方からきちっと答弁をさせます。

議長（山本 陽一郎君） 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長（廣田 勇君） 6円の経緯でございますけども、収集については平成6年から始まっておるということで、先ほども説明をさせていただいたわけでございますけれども、その時には1円から始まっておるということでございます。1円から始まって現在は6円だということで、その経緯も2円、4円、6円ということになったわけです。

近隣の状況も見ますと、資料もお持ちかなと思いますけれども、6円というのは一番高いところかなと思います。桑名市、いなべ市とも見てみますと、桑名市は助成はしてみえないということですね。いなべ市も、されないというようなこともお聞きをしたわけでございます。ですので、6円の経過については、その時点その時点で協議、検討をして決めさせていただいたということではないかと思っております。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 6円が私、高いと申しているわけではありません。そこへ持っていくのやったら焼いてしまえ、ごみにしてしまえというと20円かかりますから、3分の1で私は妥当かなと、いい線だなと、よく出したなと思っております。

それで、私はその話を聞いて、指定集積所へ出したら6円いただくということで、待てよと、私は在来地区なんですけど、指定の場所へ指定日に出しておるわけです。ごみに出しておらんということでございます。それを町が収集しているということでございます。

収集の6円とか、助成団体になるとかならんという話、事あるごとに話しておられると思いますが、これが私どものところへ入ってないのです。私だけかわかりませんが、聞いたところ、地区のリーダーあたりも知らなかったと、そうかということで、そんならそういうことをやろうかということで、今年から始める団体も出てきます。

これはいいことだと思いますけども、収集するのに6円出しても結構なんですけど、一般の住民、8,000戸あたりあるんですが、皆さんがこういった形でいこうと。ごみにしないんだということで、6円になるということを皆さんがはっきりわかれば、こういうことをしますね。それが町であろうと民間であろうと。出すのは知らないのですよ。一般の方は。ごみになってない、資源ごみで出しているという形でおりますから。だから上と下、何か長い間、えらい損をしたなというイメージになっている。

確かに各グループなり、各自治会あたりに説明はされておるとは思いますけど、全く知らない。説明があっても老人会なり子ども会なりという形で、めいめいに話されているから、ある自治会においては子ども会、老人会がやっているのを自治会長が知らなかった、ああそうですかというような認識なんですな。

それを例えば自治会一本にして、子ども会も老人会も一本にして6円もらえば、ある大在所ですと、大体80トンから100トンぐらい実績を上げておられます。そうすると、6円にしても50万円なり60万円なりという金が入ります。自治会が、そうではなくて子ども会なり老人会なり、これはもう分けてもらった結構です。我々個人が欲しいというのではなくて、そういう形でみんなが潤うと。

ある地域においては、子ども会に出さんならんとか、老人会に出さんならんとかいって、分けて出しているところもあるようですな。遠慮しながら、これはだれだ

れの分だということで。それぐらい熱心にやっているところもありますので、みんなに地域に還元されるような方向を考えられないのかなと。

そうすれば集積所へ、みんな持っていくと思うんですね。そういう形がなされていないのではないかとということで、今までのようにお頼みするというのではなくて、地域のごみを出さないという、もう少し助成についても一生懸命担当者はやっていると思いますけども、なかなか下へいっていない。恥ずかしながら、私もこの事実は知りませんでした。資源ごみとして出していることは知っておりましたが、これがうちの分はお金になっていない、片方はなっているという段階で、なっておりますので、この辺のシステムをもう少し考えていただけないかと思いますが、お答えいただけますか。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

今、水谷議員が言われたように、私の当初からの認識は、各種団体が日を決めて、極端なことをいうと、自分たちで集めて管理をするというんですか、業者へ自分たちが販売をする、行政は何もしないということで、当初は出発してるんですね。

月1回なら1回、2回なら2回、業者が取りにくる。その間は自分たちが確保している。本来であれば建物を建てて、一般の方がそこへ持ち込んで、そこで管理をしておって、月1回、業者が来て、自分たちが持っていってもらう。それで初めは出発しているんですね。

ところが私も近々、自治会の集積所、町の集積所へ持って行ってという話を聞いておるんですけど、月1回というふうな格好で聞いてますので、そこら辺、今、皆さんが言われたように崩れてきているというか。あくまでも6円出すというのは、その団体が全部管理をしてもらう、そして行政はそこへは手出しをしないということをきちっとしていかないと、自治会との絡みが少し崩れてきたみたいな感じを今受けているんですけども、もう一遍その辺はきちっと行政で決めさせていただいて、行政のお金のかからないように、地域の皆さんとかボランティアの皆さんで管理をしてもらう。そのかわり6円を出させてもらう。売られた方は、別に業者がお金をもらうということで、ダブっていくんですけど、そこらで活動資金を稼いでもらうということですので、その辺はもう一度きちっとさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 町長の言うことよくわかりますが、収集実績を見せていただいております。資源ごみ収集団体については、平成16年が384キロ、平成20年度で726キロということで、今年は750キロになるだろうということもお聞きしました。

町の収集実績が1,200トンから733トンに、収集団体にシフトしているということはいいことだと思いますけども、全体の収集量、いわゆる町と収集団体と合わせた量が、平成16年度が1,618トンでございます。平成20年度が1,460トンということで、全体合わせたものが40%ぐらい落ちているのですね。

ある程度収集団体の数はふえたけれども、収集団体というのは、自治会だと役員とか、老人会ですと、リーダーの方が汗水垂らしてやっているのですね。ということで初めはいいんですけど、その方だけに苦労させているという中で、団体はふえていくけども、だんだんと収集量が減っているのではないかと。この方に団体の中で、出た日は1日3,000円なり5,000円なりという形で出されるシステムがあればいいんですけど、グループの中でなかなかお金が取れないということで、だんだん減っているんじゃないかということも考えております。

こういうのは地域を全部やるには、グループとか団体、昔から僕らやりましたけども、お金が要るからということで、お金を集めるのは貴重なことでございますが、ただではボランティアといっても長続きしませんので、町全体で世話係をつくっていただくなら、例えばシルバーの方に助けていただいて、1日幾らというふうにやれば、必ず数字的には私は合うと思います。

例えば私の大きな在所ですと、80トン、90トン出していますので、月5万円から6万円の実績があるわけですね。そうすればシルバーの方、5,000円か6,000円かわかりませんが、1万円の方が2人ずつ出ても2万円で済みますね。そういう形で、はっきりと出すものは出すという形でいけば、地区のリーダーなり、組織の役員のボランティアだけに頼らなくてよいと。頼っていると、いずれ収量が下がってくるということですので、こういったことも根本から考え直していただいて、新しい、よりよい収集団体を育てていただきたいなと思っております。

それと、ごみゼロ社会の実現ということで、最後言われました。いろんな難しい中で、トータル的に町がやらなくてもいいような、ごみゼロ社会にしていきたいというようなことを聞きましたけど、具体的にどういう方法でやられると言われるのか、具体的なごみ削減の方法がありましたら、お教えいただきたいと思っております。



議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

ごみゼロ社会の実現の関係でございますけど、今、資源ごみの中では3つ、紙類、布までですけど、基本的にはもっともっと細分化して、資源に回るべきものは資源に回していくというような方向で、燃やせばいいという考え方ではなしに、極端なことを言えば、生ごみももう一遍資源にできないか、そんな施設づくりというんですか、そんなものを目指して、最終的には本当の灰というんですか、一部の灰にして、それをというようなことで、資源化できるものは資源化してやっていくということで、ごみゼロ社会を目指したいというんですけど、大変難しいことでございます。

これからも、もっともっと研究しながら、ごみゼロ社会に向けて頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 一生懸命やっていただく割に、なかなか数字が見えてこないということで、先ほども資源ごみの収集量が減っておるということを申し上げましたが、可燃ごみの方は逆にふえているということで、平成16年に3,890トン、平成20年度に4,100トンということで、可燃ごみがふえておりますね。

私、勉強もしてみたんですが、1人1日230グラムぐらいだということで、70何キロのごみが出るということで、年間2,200トンぐらいのごみが出るという、簡単な計算をしてみたんです。それで今、資源ごみが1,400トンぐらい出てないということで、これが可燃ごみの方に回っているんじゃないかと。やっぱり面倒くさいし、その辺にしておけということで回っているんじゃないかと。その辺の削減対策をお願いしたいと思います。

私、役場に寄せていただいておりますけども、役場のごみについては、ほとんどないということで、鼻紙以外はすべて古紙に回るはずでございます。古紙に回っておると思いますが、中にはシュレッダーにかけた紙がございます。これについては多分、可燃ごみに出しておられると思いますが、どうですか。わかる方があったら答えてください。

議長（山本 陽一郎君） 藤井浩二総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、可燃ごみとして処分をさせていただいております。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） ありがとうございます。

そのとおりだと思います。これについても私、専門家に問い合わせたら、普通は可燃ごみに出しておるということですが、こういったごみを扱うなら、お金にはならないけど、普通の紙として100分の1、200分の1にすれば、焼かなくても、埋めなくてもいいと、そういう利用の仕方もあるということで、そういうことも勘案していただきたいと。

シュレッダーについても、個人情報のごとでやかましいですので、なるべくシュレッダーにかけているのかと思いますけど、しなくてもいいものがあると思います。しないといけないのは必ずしないといけません。せんでもいいものは、古紙として出していただければ、相当減るんじゃないかという思いがございます。

そういったことで、まだまだ努力の余地があるかと思っておりますので、この辺、努力をしていただきたいと思っております。

私、にわかにごみの勉強をさせていただく中で、あるグループの方に知り合いまして、話を伺いました。トイレットペーパーの芯を私たちは集めているんだと。丸いのをボンと折って、ティッシュペーパーの空箱に50個入れるんだと。50個入ると250グラムになる。ティッシュペーパーの空箱が250グラムで500グラムになると。これぐらい努力しているんですよという話を聞きました。

私、家で計算をしたんです。トイレットペーパーってどれくらい使うのかなということで計算したところ、1人年間50本使います。東員町は2万6,000人として130万本でございますね。中には環境を考えて、芯なしロールも3割ぐらいあるそうですので、それを考えても、5トンから6トンのトイレットペーパーがあります。

こういうこともある熱心な方はやっておられます。こういったことをやっている住民の方がいるということでございますので、我々、皆さんを含めて、もっと削減に努めていただきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目でございますが、契約業者の選定についてでございます。

先ほども一部契約の話が出ましたが、入札及び随意契約に関する諸規定のガイドラインについて、お話をいただきたいと思えます。

それから障がい者、高齢者等の雇用対策としての契約について、また、小中学校の修学旅行等の旅行社選定についても伺いたいと思えます。

町長と教育長にと思えますけども、両者の方、よろしく願います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 水谷議員からのご質問でございますけど、先ほどの門脇議員と同様に、入札に関する事務につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、副町長に委任をしておりますので、副町長より答弁をいたします。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） 水谷議員の、契約業者の選定に関してのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、選定に当たりましては、「東員町請負工事指名競争入札参加者選定要綱」に指名基準の運用基準を定めておきまして、請負工事の指名競争入札及び随意契約における参加者を選定するときは、不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績、安全管理状況、労働福祉の状況などについて、運用基準に照らし合せまして、指名及び見積徴収業者の選定を行うことといたしております。また、請負工事以外の物品購入や業務委託におきましても、その基準を準用いたしまして業者選定を行っております。

指名競争入札の指名業者数等につきましては、東員町建設工事等指名競争入札参加者指名要綱に基づきまして、工事では5社以上、物品購入と業務委託につきましては500万円以上の案件が5社以上、それ未満は4社以上ということを基準といたしまして、指名をいたして実施をしております。

近年、国等において適切な運用が求められております随意契約につきましては、地方自治法及び東員町財務規則に規定されているところでございます。これらの運用につきましては、「契約事務の手引」を定めて実施をいたしております。

ご質問の中の、障がい者や高齢者等の雇用対策でございますけども、これらの契約といたしましては、地方自治法施行令が平成16年11月に改正をされたところでございます。高齢者の就業支援を行う団体等から役務の提供を受ける場合、または障がい者に対する支援を行う施設等から物品を買い入れる場合に随意契約によることができることとされました。

これによりまして、東員町シルバー人材センターへ、ごみ収集をはじめストックヤードや最終処分場、中部公園などの各種業務を委託いたしているところでございます。社会福祉法人いずみへは、中部公園のトイレ清掃業務の委託契約を結んでおります。

今後も積極的に障がい者や高齢者等の雇用対策契約を進めてまいりたいと考えております。

先の定期監査の結果公表にもございますように、今後も競争性・公平性・透明性を欠くことのないよう十分留意し、効果的、効率的な入札・契約制度のさらなる改善に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君）          岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君）          私の方からは、修学旅行に関する旅行業者の選定について、お答えをいたします。

小中学校の修学旅行の取扱業者の選定方法であります。小学校2校につきましては、学校側の仕様に従い、複数の旅行業者から見積もりを取り、最も安価な業者を選定しております。残りの学校はすべて複数の旅行業者に企画書を提出させ、その企画内容及び経費等を比較し、総合的に判断し、選定しております。

なお、中学校におきましてはプロポーザルを行っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君）          水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君）          副町長、教育長、ありがとうございました。

まずお伺いいたしますが、ただいま、自治法に基づいてやっているということで、いろんな仕事をやっているということでございます。

当然のことだと思いますが、東員町が発注される年間の入札、随意契約を含めて総額幾らぐらいあるのか、件数は幾らぐらいあるのかなということがわかりましたら、ざっとした数字で構いませんので、お教えてください。

また、答弁がありました。いろんな諸規定に基づいて契約をしているということですが、この諸規定は、いわゆる町の関与している助成団体ですね、例えばフェスティバル実行委員会とかいう形で助成が出ているとするなら、この団体にも、今の自治法は準用されておりますか、お聞きします。

よろしく申し上げます。

議長（山本 陽一郎君）          安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君）          お答えをさせていただきます。

契約の件数についてでございますけども、いろいろ資料は持つておるんですが、その中に入っておりませんので、お答えをさせていただくことができません。

それと、ほかの団体につきましても、基本的には自治法なり、財務規則なり、うちのガイドラインなりというのを適用して、いろんな事業が展開されているものと考えますが。

議長（山本 陽一郎君）          副町長、後ほど調査して、書類でもってお答えください。

水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君）          話を聞いたら、大体そういう契約の中でやっておるということは承知しておりますし、高齢者等とか障がい者についても、町の仕事の中で、いろいろと交通整理をしながらやっていただいておりますということは承知しました。

一つ質問させていただきますが、これは法に違反するということはないと思いますが、以前に町の清掃作業だと思いますけど、ある業者がやられたということで、いろんな免許とか機材ということで、指名業者がやられたと思うんですが、この中で、町内の指名業者でございますが、実際の作業員が、隣のシルバーセンターの職員がしていたということをお聞きしまして、これはちょっとおかしいかと、東員町にもシルバーセンターがあるのに、なぜよそを使わんならんのかなと。法律的には、受

けたんだから、どこを使おうと勝手やと思いますけど、私たちの感情としては、ちょっと納得できんところがあります。こういった事実があったのかどうかも含めて、副町長か、どなたでも結構でございますが、お答えいただけますでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） 町内のシルバー人材センターの方を使わずに町外の方を使われたということでしょうか。しっかりとは認識しておりませんが、価格が全国一律なのかどうかもわかりませんが、請け負いされた業者も経済活動の一つですので、その辺のところがあるんじゃないかという程度でございますけども。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 承知されてないということですので、一遍、後日調べてください。私、調べたところ、いなべ市の職員と聞きましたし、それから単価についても決して負けておらん、一緒だということでございます。何があったかわかりませんが、そら経済活動だから勝手やといえは勝手ですけども、それではせっかく補助金を出して育てる地元のシルバーさんにしろ、私どもから見ても納得できません。どういう形でやっているのか。今後について、済んだことはいいですけども、ちょっと納得いきませんので、調査して、またそのようなことがないようにしていただきたいと思います。

それからパソコンで入札結果というのが出ておりますが、2009年10月ぐらいにやった入札結果でございますが、一部見ていると、町道穴太南北線の工事の1と2でございますが、1番安い価格のところは落札してなくて、2番目のところが落札しているというような数字がございます。例えば入札額が2,024万2,000円が2社、2,024万円が1社、2,010万1,000円が6社、2,010万円が2社ということで、一番安いのが2,010万円だということで数字が出てはいるんですけど、落札しているのが2,010万1,000円のところは落札している。同じように次のもあります。こういうのはどういうことかなということだと思います。時間がないので、わかれば簡単にお答えください。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） 通常一番低価で入札していただいたところに決定をさせていただくわけですけども、高いところという事例でおっしゃっていただきますと、多分ですけども、最低制限価格が設定されておりまして、それ以下であっ

たんじゃないかと考えるところでございます。最低制限価格以下ですと失格となりますので、制限価格以上で入札をしていただいておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） またこのことについては、ここには最低制限価格ということも明示してありませんし、ホームページを見ていても、わからないところがございますので、誤解のないようにやっていただきたいなということをお思ひます。

教育長にお尋ねいたしますが、小学校の修学旅行等については、複数のところがやっているという話をいただきました。自治法に基づいて、随意契約については2社以上でやらんらんという規定もござひます。

これは当然だと思ひますが、先日、ドイツの派遣の資料を見せていただきました。向こう3年いただいたところ、旅行業者が同じ業者が3年続いております、これは話ですのでわかりませんが、話によると、ドイツ旅行が始まってから9年間一緒だということをお聞きしますが、このことも含めて、私ども資料をいただいたのは、3年間で1社の見積もりしかいただいておりますが、もう1社、見積もりがあったのかないかも、お答えいただきたいと思ひます。

議長（山本 陽一郎君） 岡野讓治教育長。

教育長（岡野 讓治君） 水谷議員のご質問にお答えをいたします。

ドイツの方ですけれども、中学校の海外派遣の滞在先、シェルナッハの都合である会社の随意契約、1社をさせていただいております。平成19年度には指名競争入札ということで、複数の会社から入札をしましたが、平成20年度、平成21年度は、相手方のシェルナッハの都合により随意契約、1社という形でさせていただいております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 先ほども副町長にお答えいただきましたが、助成団体ということですので、強制的なあれはないかわかりませんが、財務規則の140条2の1項に、随意契約については2人以上の見積もりを徴することにされてお

りますというところから逸脱するのではないかということで、1社ではいかがなものかという思いがありますので、お尋ねいたしたところでございます。何かありましたらお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） お答えをいたします。

町の財務規則の抜粋の中で140条の2項と先ほどおっしゃられまして、その中では基本的に2人以上の者から見積書を提出しなければならないということが書いてあります。その後、ただし、次の各号の1に該当する場合は、1人の者から見積書を徴収するものとするという項目がありまして、その中の1番目のところで、何項か忘れてしまいましたけども、契約の目的、または性質により、契約の相手方が特定されるときという項目があります。私どももシェルナッハの要請等とのかかわりの中で、1人の者から今現段階で見積書を取るということをさせていただいております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷喜和議員。

4番（水谷 喜和君） 私も法律は余り強くないで、ずっと勉強の過程でございますが、法律は法律として、やはり3年間なり9年間なり、同じ業者をずっと採用しているというのは、一般の常識からかけ離れていると私は思います。そういうことだと言われるならあれですけども、今後こういったことを一般の方が納得いくように、せっかくドイツに喜んでいく旅行でございます、なかなか行けない旅行でございますので、すっきりした形で、後ろ指を指されないような形で進めていただきたいと思っております。返答は結構です。

これで、私の質問を終わりたいと思っております。

ありがとうございました。